

奈良県告示第二百十六号

平成二十二年三月奈良県告示第三百四十八号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年八月十九日

奈良県知事 山下 真

二の1中「第十八条第二項」を「第十八条第二項若しくは第四項」に改める。